

1 総合支援資金

対象：離職世帯、低所得世帯 貸付利率：年 1.5% (連帯保証人がいる場合は無利子)
日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自立が見込まれる世帯で、次のいずれの要件にも該当する世帯

- ① 低所得であって、収入の減少や失業等によって生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること(失業の場合、申請日において 65 歳未満であって、かつ離職の日から 2 年以内であること)
- ② 公的な書類等で本人確認ができること
- ③ 現に住居を有していることまたは住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ④ 社会福祉協議会および関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること(自立計画書の作成)
- ⑤ 社会福祉協議会が貸付および関係機関とともに支援を行うことによって、自立した生活を営むことが見込まれ、返済が見込まれること
- ⑥ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等他の公的給付または公的貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ⑦ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業所へ相談すること

生活支援費

貸付限度額：2人以上世帯 月額 20 万円以内
単身世帯 月額 15 万円以内
(貸付期間：3 か月)
据置期間：6 か月以内
返済期限：据置期間経過後 10 年以内
用途内容：生活再建までの間に必要な生活費用
※貸付期間は、必要と認められた場合のみ延長できます。
※貸付月額、家計チェックを行いながら、必要最小限の金額とします。

住宅入居費

貸付限度額：40 万円以内
据置期間：貸付の日から 6 か月以内
(生活支援費と併せて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から 6 か月以内)
返済期限：据置期間経過後 10 年以内
用途内容：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
※不動産業者等へ直接送金となります。
※住居確保給付金と併用する貸付です。

一時生活再建費

貸付限度額：60 万円以内
据置期間：貸付の日から 6 か月以内
(生活支援費と併せて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から 6 か月以内)
返済期限：据置期間経過後 10 年以内
用途内容：生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用(例：電気、ガス、水道の回復等)
※借金返済の費用としての利用はできません。



あなたの暮らしをサポートする 4つの貸付資金です。

3 教育支援資金

教育支援費

貸付限度額：月額 35,000 円 高等学校(専修学校の高等課程含む)
月額 60,000 円 高等専門学校
月額 60,000 円 短期大学(専修学校の専門課程含む)
月額 65,000 円 大学

※特に必要と認められ、かつ将来計画が明確に定められる場合は、上記金額の 1.5 倍まで増額が可能です。

据置期間：卒業後 6 か月以内
返済期限：据置期間経過後 12 年以内
貸付利率：無利子
対象：低所得世帯
用途内容：学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含む。以下、「高等学校」という。)、大学(短期大学および専修学校の専門課程を含む。)または高等専門学校に就学するのに必要な経費

例 授業料、学校納入費用、参考書、学用品、交通費

就学支度費

貸付限度額：50 万円以内 据置期間：卒業後 6 か月以内 返済期限：据置期間経過後 12 年以内
貸付利率：無利子 対象：低所得世帯
用途内容：学校教育法に規定する高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費

例 入学金等で入学時に学校へ納入する経費。制服、靴、体操着等、学校の指定で入学時に一括して購入するもの

2 福祉資金

福祉費

貸付限度額：下記参照 据置期間：6 か月以内 貸付利率：年 1.5% (連帯保証人がいる場合は無利子)
対象：低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯)
用途内容：日常生活を送る上で、または自立生活を資するため、一時的に必要であると見込まれる経費

資金の目的	貸付上限額の目安	返済期限(据置期間経過後)
生業を営むために必要な経費	460 万円	20 年以内
技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間 ● 6 か月程度 130 万円 ● 1 年程度 220 万円 ● 2 年程度 400 万円 ● 3 年以内 580 万円	8 年以内
住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円	7 年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	8 年以内
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	8 年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円	10 年以内
負傷または疾病の療養に必要な経費およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	● 療養期間が 1 年を超えないとき 170 万円 ● 1 年を超え 1 年 6 か月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230 万円	5 年以内
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費およびその期間中に生計を維持するために必要な経費	● 介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないとき 170 万円 ● 1 年を超え 1 年 6 か月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230 万円	5 年以内
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円	7 年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50 万円	3 年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円	3 年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円	3 年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円	3 年以内

4 不動産担保型生活資金

不動産担保型生活資金

貸付限度額：土地の評価額の 7 割
貸付月額：30 万円以内(※貸付月額は、家計チェックを行いながら、必要最小限の金額とします)
据置期間：契約終了後 3 か月以内
返済期限：据置期間終了まで一括返済
貸付利率：年 3% または長期プライムレートのいずれか低い方
対象：高齢低所得世帯(土地評価額が 1,500 万円以上必要)
用途内容：居住用不動産を担保にし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費

要保護世帯向け不動産担保型生活資金

貸付限度額：土地と建物の評価額の 7 割
貸付月額：保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内
据置期間：契約終了後 3 か月以内
返済期限：据置期間終了時まで一括返済
貸付利率：年 3% または長期プライムレートのいずれか低い方
対象：要保護高齢者世帯(土地と建物の評価額が 500 万円以上必要)
用途内容：要保護世帯が居住用不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費
※詳しくはお住まいの所轄の福祉事務所へご相談ください。

緊急小口資金

貸付限度額：10 万円以内 据置期間：2 か月以内 貸付利率：無利子
返済期限：据置期間経過後 12 か月以内
対象：低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
用途内容：緊急かつ一時的に生計維持が困難となった場合に必要少額に費用

- ① 医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき
 - ② 給与等の盗難または紛失によって生活費が必要なとき
 - ③ 火災等被災によって生活費が必要なとき
 - ④ その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき
- ※原則として、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業所へ相談することが必要です。

例 ア. 年金、保険、公的給付金等の支給開始までに必要な生活費
イ. 休業等による収入減で、復職後、初めての収入が入るまでの生活費や、就職後、初回給料までの生活費
ウ. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金等を支払ったことで不足した生活費
エ. 事故等によって、損害を受けたことによる支出増(ただし、借受人の日常生活に支障をきたすことに限る)
オ. 社会福祉施設等からの退居に伴う賃貸住宅への転居に必要な敷金等の支払いによる支出増